

はじめに、附属機関設置条例の一部改正における「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議」廃止についてお尋ねします。

第1に、庁舎整備に関する有識者会議設置にあたり市長は、2021年3月19日の「庁舎整備特別委員会」の席上、「あらゆる情報を公開し、この問題に関する市民の一層の理解が進むよう」と述べられ、さらに「耐震性能についても結論ありきでなく、客観的に、ゼロベースでということ、議論もオープンにさせていただく」と言われていました。

なぜ、オープンにと約束された耐震性能の審議が、非公開となったのでしょうか。約束違反ではないでしょうか。

第2に、熊本市にはたくさんの方の付属機関があります。個人情報や私的なプライベートに関わる問題の審議について非公開のものがあることは聞いていますが、今回の場合のように、情報公開条例第7条6項を理由に非公開にしている審議会はありますか。ご紹介ください。

第3に、現庁舎建設に関しては、当時設置された「庁舎建設協議会」の会議に関わるおよそ50年前の資料はじめ、建設関係の文書が現在も保存されています。今回の庁舎有識者会議ならびにその耐震性能分科会は、庁舎建替えに関わる重要な審議会です。この会議の関係文書の保存は、現庁舎建替えにかかる書類と同等の扱いが必要ではないでしょうか。

第4に有識者会議の耐震性能分科会に提出された三井宜之氏の意見書では、2018年3月の安井設計による「本庁舎整備計画作成業務委託報告書」に、地下連続壁工法が示され、さらに本庁舎地下1階と2階部分の図面にも、地下連続壁が記載されていたことを、安井設計クラスの設計事務所が看過することは考えられないと、指摘されていました。この点を含め、「耐震性能が不足する」ということに関し、いくつもの疑問点を投げかけられていました。こうした指摘がどのように検証されたのか、意見を出されていた三井先生や齋藤先生には、何らかの回答や説明は行われたのでしょうか。

第5に、いまだに耐震性能の問題について疑問を持つ市民も少なくありません。2回の耐震性能評価に専門家も含め、疑問が出された中で、市が唯一

根拠にしているのが有識者会議答申です。有識者会議とその耐震性能分科会²は、市民の疑問に応えるために、責任ある説明を行うべきではないでしょうか。

市長に伺います。

(答弁)

市長は、「有識者会議決が非公開にした」と言われましたが、市長の諮問機関である庁舎整備に関する有識者会議の運営要綱は、市長決裁であり、会議公開の権限は市長にあります。現在熊本市には、180ほどの付属機関があります。答弁にありましたように、情報公開条例第7条6項が理由で非公開のものは3つです。民間に関わるものや事業者・団体の選定に係るものです。その他は、個人情報に関わるもの以外は公開です。こうした市の対応状況からしても、耐震性能分科会の非公開は異例です。

市長に伺います。

情報公開条例第7条6項を理由に非公開とすれば、熊本市のあらゆる情報が市長の判断ひとつで不開示情報になってしまうのではないのでしょうか。

(答弁)

.....

くれぐれも「情報公開条例第7条6項」が理由の非公開が乱用にならないようにと願います。

冒頭紹介したように、市長は、「あらゆる情報を市民にオープンにするところが、庁舎問題を進める上で非常に重要」と繰り返し述べられました。しかし、約束されたあらゆる情報をオープンに言う点は、耐震性能分科会で反故にされました。

市長が突然「ゼロベースでの議論を」と言い、有識者会議を設置したため、市議会での議論を2年3カ月も封じられ、市長選挙の争点にもならず、マスメディアの報道も「有識者会議」待ちとなりました。それだけでなく、裁判

に訴えた市民も、耐震分科会の議事録非公開と言う理不尽な対応で、耐震性能不足の根拠が曖昧なままでの裁判闘争を余儀なくされました。

市長に伺います。

耐震分科会会議録を隠したことは、何のために「有識者会議」と「耐震性能分科会」を設置したのかという根本の問題が問われるのではないでしょうか。

(答弁)

.....

市長が繰り返された「庁舎問題に市民の理解が一層進むように」とは裏腹に、市民に大きな疑念が生れたことは間違いありません。

このまま有識者会議を廃止すれば、一番市民が知りたかった建替え根拠である耐震性能の検証内容を闇に葬ることになり、市庁舎問題は、将来に大きな禍根を残します。

有識者会議耐震性能分科会の会議録が非公開のまま、有識者会議を廃止することは、市民への背信行為であり、認められません。

次に、**生活保護のケースワーカー適正配置**です。

生活保護の現場にあってはならない市職員による金銭等の詐取事件が発生し、専門家による検証委員会が開かれ、この3月、その報告書が公表されました。

まず、一人当たりの担当ケース数、ケースワーカーの経験年数、査察指導員ならびにケースワーカーへの社会福祉職の配置状況をお示しく下さい。
健康福祉局長に伺います。

(答弁)

今の答弁を踏まえて、市長に伺います。

- ① 査察指導員ならびにケースワーカーの専門性向上のために、福祉専門職⁴の配置拡充をすすめるべきではないでしょうか。見通しをお示しくください。
- ② 以前より指摘されていたケースワーカーの標準配置数に対する不足確保の取り組みは、2022年度・2023年度の2カ年で9人の増員にとどまり、現在32人の不足状態にあり、極めて問題です。検証委員会報告書では、ケースワーカーの人員増は喫緊の課題と指摘し、早急な標準数の達成を求めています。早急に、優先的に取り組み、いつを目途に達成される見通しでしょうか。

(答弁)

第7次定員管理計画の計画期間2027年までに確保と答弁されました。しかし、重大な不適切事案が発生し、市政の信頼は失墜しています。計画期間内と言わずに、前倒しの対応が必要ではないでしょうか。

(答弁)

.....

1日も早い標準配置数の確保と、査察指導員への社会福祉職配置で専門性を高め、業務の適切な執行をお願いしておきます。

最後に、**老人福祉センター運営経費**について伺います。

- (1)当初予算には、6カ所の老人福祉センターの運営経費が提案されています。4カ所減り、実人員で何人の方が老人福祉センターを利用できなくなりましたか。

- (2)利用できなくなった方々への代替利用施設の紹介はどのようになっていますか。

- (3)今でも、「なぜ廃止するのですか」との声が寄せられます。利用者への説明は今後も尽くしていくべきではないでしょうか。

(4) 4カ所の老人福祉センターが廃止となり、高齢者の居場所・交流の場所⁵がなくなることは、高齢者福祉の後退につながります。替わる場の提供、特に河内については温泉施設の継続利用を望まれる声が強いので、同じような条件で温泉が利用できるような環境整備を検討していく必要があると考えます。いかがでしょうか。

市長ならびに健康福祉局長に伺います。

(答弁)

月5万円程度の国民年金で暮らすお年寄りが、おでかけICカードで河内まで行き、100円の入浴料だから気軽に利用できているものを、施設の老朽化や利用者が少ないなど、市の都合で簡単に廃止していい訳がありません。1人でも、行先がないという人がいないように、市の責任ある対応策をお願いしておきます。